

# 後期高齢者医療制度の保険証が新しくなります

現在お手元にある保険証は、七月三十一日(火)が有効期限です。新しい保険証は七月中旬に簡易書留で郵送します。届きましたら、氏名・生年月日などの記載内容をご確認ください。

また、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合も判定します。新しい保険証に八月以降の一部負担金の割合を記載していただきますので、有効期限

平成26年7月31日(二日間)保険料を長い間滞納している方は、保険料の納付相談をした上で有効期限の短い保険証をお渡しする場合があります。  
※問合せ先  
保険年金課資格係  
☎(3546)5362

## 平成24年度後期高齢者医療保険料納入通知書の送付

平成二十四年度の後期高齢者医療保険料納入通知書を、七月中旬に全加入者あてに送付します。

保険料は、平成二十三年中(二月から十二月まで)の所得を基に計算します(別図1参照)。今回のお知らせは本算定とい、平成二十三年中の所得が確定したことにより、四月に仮算定をした保険料を再計算したものです。

納付は特別徴収(年金からの天引き)または普通徴収(納付書または口座振替によるお支払い)となります。

・特別徴収  
二カ月に一度の年金受給時に併せて、保険料が二カ月分ずつ天引きされます。

・普通徴収  
一カ月ごとに納付書または口座振替によりお支払いいただきます。

### 保険料の減免

災害などの特別な事由により保険料を支払うことが困難なときは、保険料の徴収猶予や減免制度があります。

※問合せ先  
保険年金課資格係

☎(3546)5364

別図1 保険料の決め方

**保険料の構成**  
保険料の額は、全ての加入者一人ひとりについて決められます。保険料は、加入者一人ひとりに均等にかかる「均等割額」と、加入者の所得に応じてかかる「所得割額」で構成されています。  
・東京都内では、どの区市町村でも保険料は同じ計算方式です。(島などを除く)  
・保険料の最高限度額は年間55万円です。

加入者1人につき年額40,100円  
所得に応じて負担(※旧ただし書き所得×8.19%)  
均等割額 + 所得割額 = 年間保険料(100円未満は切り捨て)  
※「旧ただし書き所得」については、所得割額の計算方法をご覧ください。

**所得割額の計算方法**  
所得割額は、加入者の所得額に応じて計算されます。

(総所得金額等 - 33万円 [基礎控除]) × 8.19%  
↓  
「旧ただし書き所得」 × 「所得割率」

◎後期高齢者医療制度では、総所得金額等から基礎控除を差し引いたものを「旧ただし書き所得」といいます。

公的年金収入のみの方の総所得金額等は次のとおりになります

・総所得金額等 = 年金収入額 - 公的年金控除額

公的年金の収入金額の合計(A)	総所得金額等(公的年金控除額を引いた金額)
3,300,000円未満	(A) - 1,200,000円
3,300,000円以上 4,100,000円未満	(A) × 75% - 375,000円
4,100,000円以上 7,700,000円未満	(A) × 85% - 785,000円
7,700,000円以上	(A) × 95% - 1,555,000円

**均等割額の軽減**  
同じ世帯の被保険者全員と世帯主の所得に応じて、均等割額が軽減されます。

総所得金額等の合計が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額33万円	8.5割	6,000円
うち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	4,000円
基礎控除額33万円 + (24.5万円 × 被保険者の数(被保険者である世帯主を除く))	5割	20,000円
基礎控除額33万円 + (35万円 × 被保険者の数)	2割	32,000円

総所得金額等とは、収入の合計額から所得控除を引いた金額です。65歳以上で公的年金所得がある方は、その年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

**所得割額の軽減**  
被保険者本人の年金収入211万円(旧ただし書き所得58万円)以下の方を対象に、所得割額を軽減します。

168万円以下の収入(旧ただし書き所得年額15万円以下)	所得割額を全額軽減
173万円以下の収入(旧ただし書き所得年額20万円以下)	所得割額を7.5割軽減
211万円以下の収入(旧ただし書き所得年額58万円以下)	所得割額を5割軽減

**扶養されていた方の保険料の軽減**  
会社員(健康保険加入者)の妻などの扶養家族の方が新たに後期高齢者医療制度の加入者となる場合は、保険料が軽減されます。  
均等割額 9割軽減  
所得割額 かかりません

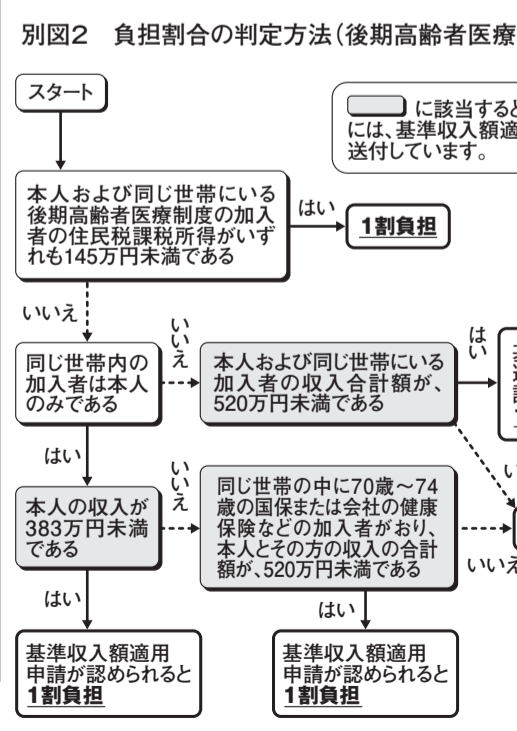
# 後期高齢者医療制度 一部負担金の割合の判定について

平成二十三年中(一月から十二月まで)の所得に基づき、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合を新たに判定します。判定の結果、負担割合が変更になる方には、七月中旬に郵送する新しい被保険者証に変更後の負担割合を記載しています。新しい被保険者証は八月一日(水)からお使いいただけます(負担割合の詳しい判定方法は別図2参照)。

収入金額を証明できる書類(確定申告書の写しなど)を添えて提出してください。

※問合せ先  
保険年金課資格係  
☎(3546)5362

三割負担と判定されても、収入金額が一定額未満の場合、申請によって一割負担となる場合があります(別図2参照)。該当する方には、「基準収入額適用申請書」を送付していただきます。



# 国民健康保険高齢受給者証の更新について(70歳から74歳までの方)

現在、国民健康保険に加入している方で、高齢受給者証をお持ちの方は、七月三十一日(火)で有効期限が切れます。八月一日(水)から有効の高齢受給者証は、七月下旬に送付します。

書類(確定申告書の写しなど)を添えて提出してください。

※問合せ先  
保険年金課資格係  
☎(3546)5363

